

経営者保証ガイドラインの取組方針

当 J A の「経営者保証に関するガイドライン」にかかる具体的な取り組み（公表日：2023 年 9 月 1 日）

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者の保証を付さない融資を検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性を以下の点を踏まえ丁寧に説明します。

- ① 法人と経営者の資産・経理が明確に分けられているか。
- ② 法人と経営者間で一般的に適切と思われる範囲を超えての資金移動が行われていないか。法人から財務情報等の提供が適切に行われているか。
- ③ 法人のみの資産や収入で借入返済が可能であるか。または、経営者等から十分な物的担保の提供があるか。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、融資額、保証人の資産及び収入の状況、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適切な情報開示の姿勢等を総合的に判断し、保証金額を設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、現状の判断基準に照らし合わせて経営者保証の必要性等を判断し、申し入れに対する結果を丁寧に説明します。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、現状の判断基準に照らし合わせて保証契約の必要性等を改めて判断するとともに、結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧に説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合も、現状の判断基準に照らし合わせて保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方、標準的な世帯の必要生計費の考え方を考慮しながら、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲についてを必要に応じて支援専門家とも連携し、総合的に判断します。

以上